

！ 外国人の入国見直しに伴う注意喚起

11月5日、COVID-19による技能実習生を含む外国人入国規制が緩和されることを受け、違法な畜産物(肉・卵・乳製品はじめとした加工品)が日本に持ち込まれることが懸念されています。

海外から肉製品が持ち込まれることで、アフリカ豚熱や口蹄疫など、世界各地で発生している家畜の伝染病が、肉製品を介して日本へ侵入する可能性があります！

- ⚠️ お土産や個人消費用であっても、検査証明書のない肉製品などの持込はできません(郵便による持込を含む)。
- ⚠️ 技能実習生等、外国人の従業員を受け入れている場合は・・・
 - ① 従業員の母国から肉製品が郵送されることがないように注意喚起をお願いします。
 - ② 従業員が受け取っている国際郵便物等の中に肉製品が含まれている疑いがあった場合は、県畜産課または家保にご連絡ください。
- ⚠️ 外国人従業員の受入予定がある場合はあらかじめお知らせください。

青森県畜産課
電話017-734-9498 FAX:017-734-8144

むつ家畜保健衛生所
電話:0175-22-1254 FAX:0175-22-1259
(夜間連絡先 080-5841-6810)



参考資料リンク

飼養衛生管理基準に係る各種資料の掲載ページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

○飼養衛生管理基準周知のためのポスター
(QRコード)



日本語・英語
中国語・韓国語



日本語・英語
タイ語・ベトナム語

○動物検疫関係(畜産物輸入関係)のリーフレット
(QRコード)



日本語



英語



中国語



韓国語



ベトナム語



多国語

○動物検疫制度を説明するアニメーション
(QRコード)



日本語



中国/簡体語



中国/繁体語



韓国語